

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十一年東京都規則第百二十六号）新旧対照表（抄）

改正案	現行																
<p>(現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 この規則の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例(平成二十年東京都条例第九十三号。以下「改正条例」という。)附則第九項の規定により、改正条例による改正後の条例(以下「新条例」という。)第十七条の十八第一項に規定する地域冷暖房区域とみなされた区域又は附則第四項の規定によりみなされた地域エネルギー供給計画書に記載するエネルギーを供給する区域についての次の表の第一欄に掲げる指定又は指定の取消しにおいて、当該第二欄に掲げる基準を適用する場合にあつては、当該第三欄に定める値を当該第四欄に定める値と読み替えて、適用する。</p> <table border="1" data-bbox="271 1066 1025 1316"> <thead> <tr> <th>第一欄</th> <th>第二欄</th> <th>第三欄</th> <th>第四欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新条例第十七条の十八第一項の規定</td> <td>新条例第十七条の十八第一項に規定する供給</td> <td>新規則別表第一の四一の部の表中「〇・九〇」</td> <td>〇・八五</td> </tr> </tbody> </table>	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	新条例第十七条の十八第一項の規定	新条例第十七条の十八第一項に規定する供給	新規則別表第一の四一の部の表中「〇・九〇」	〇・八五	<p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この規則の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例(平成二十年東京都条例第九十三号。以下「改正条例」という。)附則第九項の規定により、改正条例による改正後の条例(以下「新条例」という。)第十七条の十八第一項に規定する地域冷暖房区域とみなされた区域又は附則第四項の規定によりみなされた地域エネルギー供給計画書に記載するエネルギーを供給する区域についての次の表の第一欄に掲げる指定又は指定の取消しにおいて、当該第二欄に掲げる基準を適用する場合にあつては、当該第三欄に定める値を当該第四欄に定める値と読み替えて、適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1137 1066 1892 1316"> <thead> <tr> <th>第一欄</th> <th>第二欄</th> <th>第三欄</th> <th>第四欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新条例第十七条の十八第一項の規定</td> <td>新条例第十七条の十八第一項に規定する供給</td> <td>新規則別表第一の四一の部の表中「〇・九〇」</td> <td>〇・八〇</td> </tr> </tbody> </table>	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	新条例第十七条の十八第一項の規定	新条例第十七条の十八第一項に規定する供給	新規則別表第一の四一の部の表中「〇・九〇」	〇・八〇
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄														
新条例第十七条の十八第一項の規定	新条例第十七条の十八第一項に規定する供給	新規則別表第一の四一の部の表中「〇・九〇」	〇・八五														
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄														
新条例第十七条の十八第一項の規定	新条例第十七条の十八第一項に規定する供給	新規則別表第一の四一の部の表中「〇・九〇」	〇・八〇														

新条例第十七条の二十第一項の規定による地域冷暖房指定の取消し	新条例第十七条の二十第一項第一号に規定するエネルギー供給の効率に係る新規則第八條の二十一で定める基準	新規則別表第一の四一の部の表中「〇・九〇」	〇・八五	事項に係る新規則第八條の十七第一項で定める基準
	新条例第十七条の二十第一項第五号に規定する新条例第十七条の十一第一項第六号の新規則第八條の九第三項で	（現行のとおり）	（現行のとおり）	

新条例第十七条の二十第一項の規定による地域冷暖房指定の取消し	新条例第十七条の二十第一項第一号に規定するエネルギー供給の効率に係る新規則第八條の二十一で定める基準	新規則別表第一の四一の部の表中「〇・九〇」	〇・八〇	事項に係る新規則第八條の十七第一項で定める基準
	新条例第十七条の二十第一項第五号に規定する新条例第十七条の十一第一項第六号の新規則第八條の九第三項で	（略）	（略）	

3 から7まで (現行のとおり)
附則様式 (現行のとおり)

定める事項
に係る新条
例第十七条
の第十八第
一項の新規則
第八条の二
十一で定め
る基準

3 から7まで (略)
附則様式 (略)

定める事項
に係る新条
例第十七条
の第十八第
一項の新規則
第八条の二
十一で定め
る基準